



山形県公報

平成15年4月1日(火)

号 外 (33)

目 次

教育委員会関係

規 則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則.....同
 山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則..... 2

訓 令

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令..... 3
 山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令.....同
 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令..... 5

教育委員会関係

規 則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成15年4月1日

山形県教育委員会
 委員長 安 孫 子 博

山形県教育委員会規則第3号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則(昭和40年4月県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表その他の項第10号中「男子職員」を「職員」に、「満1年」を「満1年6月」に、「各30分以内で必要と認められる期間」を「、1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認められる期間。ただし、1回に取得できる期間は、30分、45分又は60分とし、2回分を連続して取得することもできるものとする。」に改める。

別記様式第3号の備考第2項中「男子職員」を「職員」に、「続柄」を「続柄を記入すること。なお、男子職員については」に、「利用状況も」を「利用状況も併せて」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県教育委員会
 委員長 安 孫 子 博

山形県教育委員会規則第4号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則(昭和40年4月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の中欄に掲げる課内室を置き、当該課内室に、同表の右欄に掲げる係を置く。

課名	課内室名	係名
高校教育課	高校改革推進室	
社会教育課	文化財保護室	文化財係

第5条第11号中「及び県スポーツ及び芸術奨学金」を「、県スポーツ及び芸術奨学金及び県高等学校奨学金」に改める。

第8条の2第18号中「県立学校整備計画」を「県立高等学校整備計画」に改め、同条に次の1項を加える。

2 高校教育課の分掌事務のうち前項第18号に掲げる事務は、高校改革推進室で所掌する。

第10条中「次の」を「、次の」に改める。

第11条中「次の」を「、次の」に改め、同条中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 蔵王坊平トレニングセンターの管理に関する事

第12条の2中「次の」を「、次の」に改める。

第18条の見出しを「(課及び室並びに係に置く職)」に改め、同条第1項を次のように改める。

次の表の左欄に掲げる職を同表の右欄に掲げる課及び室並びに係に置く。

職	課室係名
課長及び課長補佐	課
室長	室
係長	係

第18条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「課」を「本庁の課」に、「副主幹」を「副主幹、室長補佐」に改め、「、タイピスト」を削り、同項を同条第2項とする。

第19条の表中

自動車運転技士	上司の命を受けて自動車運転業務に従事する。
タイピスト	上司の命を受けてタイプライターによる書記業務に従事する。

を

「

自動車運転技士	上司の命を受けて自動車運転業務に従事する。
---------	-----------------------

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県教育委員会
委員長 安孫子 博

山形県教育委員会規則第5号

山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

山形県体育施設条例施行規則(昭和41年7月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の2を次のように改める。

(内部組織)

第2条の2 体育館に管理課を置き、当該課に総務係、管理第一係及び管理第二係を置く。

第4条の表中	主幹	館長を補佐し、特定事項に関する事務を掌理する。	を
	次長	館長を補佐し、所掌事務を整理する。	
	課長	上司の命を受けて課の事務を処理する。	

主幹	館長の命を受けて特定事項に関する事務を掌理し、館長に事故があるときは、その職務(主幹が掌理する事務に限る。)を代決する。	に改める。
課長	上司の命を受けて課の事務を処理し、上司に事故があるときはその職務を代決する。	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第1号

庁 中
教 育 機 関

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成15年4月1日

山形県教育委員会
委員長 安 孫 子 博

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令
山形県教育委員会文書管理規程(昭和42年4月県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2号(4)高等学校等の項の表中	山形県立新庄農業高等学校	新 農 高	を
	山形県立新庄工業高等学校	新 工 高	

山形県立新庄神室産業高等学校	新 産 高	に改める。
----------------	-------	-------

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第2号

庁 中
教 育 機 関

山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成15年4月1日

山形県教育委員会
委員長 安 孫 子 博

山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令
(山形県教育委員会職員服務規程の一部改正)
第1条 山形県教育委員会職員服務規程(昭和43年7月県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。
別記様式第19号を次のように改める。

様式第19号

復命書

命により出張したところ、その状況は下記のとおりでしたので復命します。

年 月 日

所属職 氏 名 印

山形県教育委員会教育長 殿

記

出張期間	年 月 日 ~ 年 月 日(泊日)
用務先 及び 所在地	
用務内容 (会議名称)	
面談相手 (会議参加者)	
用務 (面談・会議) 概要	

(注) 命令の内容が同じ場合は、連名で復命することができる。

(山形県立学校職員服務規程の一部改正)

第2条 山形県立学校職員服務規程(平成2年3月県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。
別記様式第19号を次のように改める。

様式第19号

復 命 書

命により出張したところ、その状況は下記のとおりでしたので復命します。

年 月 日

山形県立 学校
職 氏 名 印

殿

記

出 張 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日(泊 日)
用 務 先 及 び 所 在 地	
用 務 内 容 (会 議 名 称)	
面 談 相 手 (会 議 参 集 者)	
用 務 (面 談 ・ 会 議) 概 要	

(注) 命令の内容が同じ場合は、連名で復命することができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第3号

庁 中
教育機関(県立学校を除く。)

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

山形県教育委員会
委員長 安 孫 子 博

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程(昭和51年10月県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「いずれか」を「いずれか又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号」に改め、同条第3項中「臨時的任用」を「任期付採用又は臨時的任用」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項の規定により任用期間を更新しようとする場合は、当該職員の同意書(別記様式第4号の2)を添えて内申するものとする。

第13条第1項中「第43条(これらの規定を技労規則第2条において準用する場合を含む。)」を「第43条若しくは公益法人等への職員等の派遣等に関する規則(平成14年3月県人事委員会規則4-5。以下「公益法人等派遣規則」という。)第4条(技労規則第2条の規定によりその例によることとされるこれらの規定を含む。)」に改める。

第15条第1項中「派遣条例」を「外国派遣条例」に、「派遣職員」を「外国派遣職員」という。)若しくは公益法人等への職員等の派遣等に関する条例(平成13年12月県条例第57号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定に基づき派遣された職員(以下「公益法人等派遣職員」に、「(技労規則第2条において準用する場合を含む。)又は山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号)第6条」を「、山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号)第6条又は公益法人等派遣規則第5条(技労規則第

2条第1項の規定によりその例によることとされるこれらの規定を含む。)に改める。

第21条第1項中「第14条」を「第14条又は公益法人等派遣条例第19条第3項」に改める。

第26条の2に見出しとして「(派遣)」を付し、同条第1項中「派遣条例第2条第1項」を「外国派遣条例第2条第1項の規定又は公益法人等派遣条例第2条第1項」に改め、同項第1号中「別記様式第28号」を「別記様式第28号又は別記様式第28号の2」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 外国の地方公共団体等に派遣させる場合にあつては外国の地方公共団体との間の合意若しくはそれに準ずるものを証する文書又は外国派遣条例第2条第1項各号に掲げる機関からの要請を証する文書、公益法人等に派遣させる場合にあつては公益法人等との取決めを証する文書

第26条の2第2項及び第3項中「派遣職員」を「外国派遣職員又は公益法人等派遣職員」に改め、同条第4項中「職員」を「第1項」に改める。

第26条の2の次に次の1条を加える。

第26条の3 所属長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項の規定により所属職員を派遣させる必要があると認める場合には、人事内申書に他の地方公共団体からの要請を証する文書を添えて内申しなければならぬ。

2 第9条第1項及び第2項、第10条第3項並びに前条第2項及び第3項の規定は、前項の派遣の場合に準用する。

第31条第1項中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号中「別記様式第4号」を「別記様式第5号」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号中「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15中「別記様式第2号」を「別記様式第3号」に改め、同号を同項第16号とし、同項第14号の次に次の1号を加える。

(15) 育児休業計画書(育児休業規程別記様式第2号による。)

第40条第1項中「第47条の2第1項」を「第47条の4第1項」に改める。

別記様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2

同意書

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項の規定により、 年 月 日まで任期を更新されることに同意します。

年 月 日

山形県教育委員会 殿

所属 職 氏 名 印

別記様式第5号中

(1) 臨時的任用職員の任期を定めるときは6箇月を超えることはできない。
(2) 任期を更新する場合は1回限りとし、「臨時的任用期間を 年 月 日まで更新する」と記載すること。

を

任期を更新する場合は、「任用期間を 年 月 日まで更新する」と記載すること。
任期を更新する場合は、「臨時的任用期間を 年 月 日まで更新する」と記載すること。

に、

		派遣条例上の派遣	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例第2条第1項の規定に基づき 年 月 日から 年 月 日まで へ派遣を命ずる	
--	--	----------	---	--

		派遣期間中給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分のを支給する (派遣期間中給与の全額を支給する)(派遣期間中給与は支給しない)		を
派遣期間を更新する場合		派遣期間は 年 月 日まで更新する		
	外国派遣条例上の派遣	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例第2条第1項の規定の基づき 年 月 日から 年 月 日まで へ派遣を命ずる 派遣期間中給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分のを支給する (派遣期間中給与の全額を支給する)(派遣期間中給与は支給しない)		
	公益法人等派遣条例上の派遣	公益法人等への職員等の派遣等に関する条例第2条第1項の規定に基づき 年 月 日から 年 月 日まで へ派遣を命ずる 派遣期間中給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の を支給する (派遣期間中給与の全額を支給する)(派遣期間中給与は支給しない)		に、
派遣期間を更新(延長)する場合		派遣期間を 年 月 日まで更新(延長)する		
	育児休業の期間の延長を承認する場合	育児休業の期間を 年 月 日まで延長する		を
	育児休業の期間の延長を承認する場合	育児休業の期間を 年 月 日まで延長する		
	育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合	育児休業を取り消し、 年 月 日付けで請求のあった育児休業を承認する 育児休業の期間は 年 月 日から 年 月 日までとする		に、

「退職を承認する退職手当は支給しない(山形県職員等に対する退職手当支給条例第 条)

を

「退職を承認する退職手当は支給しない(山形県職員等に対する退職手当支給条例第 条)(公益法人等への職員等の派遣等に関する条例第19条第3項)」

に改める。

別記様式第14号中「イ. 2. 1 総 第 号」を「第 号」に改める。

別記様式第16号昇給の勤務成績調書附表記入要領の項第1号イ中「15日(昇格昇給月が4月の場合は3月5日)」を「20日」に、「52. 1. 1から52.12.15まで」を「14.10. 1から15. 9.20まで」に、「16日(昇格、昇給月が4月の場合は3月6日)」を「21日」に、「52. 1. 1から52.12.31まで」を「14.10. 1から15. 9.30まで」に改める。

別記様式第18号中「イ. 2. 1 総 第 号」を「第 号」に改める。

別記様式第28号の次に次の1様式を加える。

様式第28号の2

同 意 書

公益法人等への職員の派遣等に関する条例
第2条第1項の規定により、
に 年 月 日から 年 月 日まで派遣される

ことに同意します。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律
第3条第2項の規定により、
派遣の期間を 年 月 日まで延長される

年 月 日

山形県教育委員会 殿

所属 職 氏 名 印

別記様式第35号を次のように改める。

様式第35号

山形教育委員会 殿		日々雇用職員内申書				所属長 職氏			号 日							
									年 月							
									印 名							
番号	区	分	氏	名	適勤職	用務	事業場	名所	名	雇用	予定期間	賃 金			備 考	
												基本表	基本額	通勤割増		合 計
	内	申														
	決	定														
	内	申														
	決	定														

- (注) 1 「適用事業名」の欄には、具体的に記載すること。
 2 「基本額」の欄には、1日当たりの賃金をもって雇用される者についてはその日額を、1時間当たりの賃金をもって雇用される者についてはその額を記載すること。この場合において、1時間当たりの賃金をもって雇用される者については、「合計」の欄を斜線で表示するとともに、「備考」の欄にその勤務時間を記載すること。
 3 「備考」の欄には、前項後段に定めるもののほか職務の特殊性により賃金について特別の考慮を必要とする場合にその理由等を記載すること。

別記様式第37号を次のように改める。
様式第37号

番 号
年 月 日

殿

教育庁総務課長

印

雇 用 決 定 通 知 書

年 月 日付け第 号で内申のあつた日々雇用職員の雇用については、次のとおり決定されたので通知します。

なお、該当者に対しては、貴職から雇用通知書により、雇用条件を明示してください。

番 号	氏 名	適用事業名 勤務場所 職 名	雇用予定期間	賃 金				備 考
				基 本 表	基 本 額	通期割増	計	

別記様式第38号を次のように改める。
様式第38号

雇 用 通 知 書

氏 名 様

年 月 日

所 属 長 印

あなたは次により日々雇用することになりましたから通知します。

職 務 内 容	雇 用 事 業 名	
	勤 務 箇 所	
	職 務	
勤 務 時 間	時 分 から 時 分 まで (ただし、時 分 から 時 分 まででは休憩時間) 時間外勤務の有無(有 ・ 無)	
雇 用 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ただし、山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日は原則として雇用しません。	
賃 金	基 本 賃 金	1日当たり 円
	通 勤 割 増	1日当たり 円
	計	1日当たり 円
	賃金締切日	日
	賃金支払日	日
休 暇	年次有給休暇の日数	
その他	1 その他の勤務条件は、日々雇用職員取扱要綱で定められたとおりです。 2 雇用予定期間が満了し、又は雇用予定期間の中途において雇用事業が完了したときは、雇用はその日までとします。	

- 注 1 「基本賃金」の欄には、1日当たりの賃金をもつて雇用される者については「1日当たり 円」と、1時間当たりの賃金をもつて雇用される者については「1時間当たり 円」と記載すること。
2 「計」の欄には、1時間当たりの賃金をもつて雇用される者については、斜線で表示すること。

別記様式第41号を次のように改める。

様式第41号

山形県教育委員会 殿															
非常勤職員内申書															
番号	氏名	区分	所属	職名	職名	任用期間	報酬					費用弁別	発令予定年月日	内申理由	
							月額	基本表	基本額	通割	増				合計
		内	申												
		決	定												
		内	申												
		決	定												
		内	申												
		決	定												

- (注) 1 「所属名」の欄には、直属する所属名を記載すること。
 2 「任用期間」の欄には、任用期間の最終日を記載すること。
 3 「月額」の欄には、報酬の月額、月額の別を記載すること。
 4 「費用弁別」の欄には、行政職給料表の相当級を記載すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成15年4月1日印刷
平成15年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056